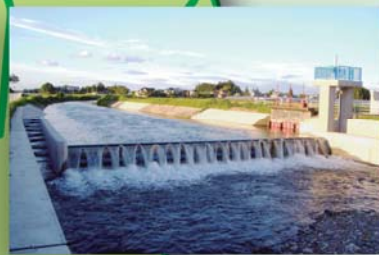


農業水利施設保全管理指針

～農業を支える水利施設とその多面的機能を次世代へ～



平成23年3月

栃木県

表紙写真の解説

円筒分水井
今市用水
(日光市)

平成 20 年度
基幹水利施設
ストックマネジメント事業
古用水 (その 1)
(宇都宮市)

那須疏水
新旧取水口
(那須塩原市)

大沼溜

(小山市)

平成 20 年度
基幹水利施設
ストックマネジメント事業
古用水 (その 2)
(宇都宮市)

三川又頭首工
三川又用水
(那珂川町)

界排水機場
機場内部
(佐野市)

平成 20 年度
基幹水利施設
ストックマネジメント事業
古用水 (その 3)
(宇都宮市)

石堰

(芳賀町)

農業水利施設保全管理指針

平成 23 年 3 月発行

編集兼発行 栃木県農政部

〒320-8501

宇都宮市塙田 1 丁目 1 番地 20 号

問い合わせ先 農地整備課調査計画担当

電話 028-623-2360



施設の機能診断(機能保全)と診断結果に基づく適切な対応の必要性

農業用水や農業水利施設を我々人間に例えると、農業用水は血液、それを送り出すダムや頭首工は心臓、幹線用排水路は動脈や静脈、地域に張り巡らされた水路は毛細血管に当たると言えます。

心臓が動き、血液が循環しないと人間が生きられないように、水利施設が適切に機能し、農業用水が農地に行き届かないと農業は成り立ちません。

従って、我々人間が、重大な病気の発生を未然に防ぎ、健康で長生きするため受診する定期健康診断のように、農業水利施設においても、日常管理を基本とした定期的な機能診断を行い、診断結果に基づいた適切な対策工事を実施して、更新費用の抑制や深刻な機能低下を未然に防止し長寿命化を図り農業の生産力を支える機能を維持することが必要となります。